

指定居宅介護支援事業所運営規程

【事業の目的】

第 1 条 特定非営利活動法人介護支援事業所たんぼぼが開設する指定居宅介護支援事業所（以下事業所という）が行う指定居宅介護支援事業所の事業（以下事業という）の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者や家族の希望、その他状況に応じ居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるような計画の作成と、サービス事業者及び介護保険施設との調整を図り、サービス提供が確保されることを目的とする。

【運営方針】

- 第 2 条
- 1、要介護者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来る様に支援する。
 - 2、要介護者等の選択に基づき適切なサービスを総合的かつ効果的にサービス事業者から提供されるよう支援する。
 - 3、要介護者の意思及び人格を尊重し常に要介護者との立場に立って不当にサービスが偏することのないよう公正中立に行う。
 - 4、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

【事業所の名称等】

- 第 3 条
- 1、介護支援事業所 たんぼぼ
 - 2、奈良県磯城郡田原本町宮古 476-34

【職員の職種・員数及び職務内容】

- 第 4 条
- 1、管理者 1 名（常勤兼務）
管理者は居宅支援の申し込みに係わる調整、業務の実施状況その他の把握を一元的に行う。
 - 2、介護支援専門員 1 以上
介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス提供事業者との連絡調整を図る。

【営業日及び営業時間】

- 第 5 条
- 1、営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、夏期休暇 8 月 13 日から 8 月 15 日、年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く。
 - 2、営業時間は午前 9 時から午後 6 時までとする。

【指定居宅支援の提供内容、利用料その他費用の額】

- 第 6 条
- 1、提供するサービス内容
 - ① 居宅サービス計画の作成
 - ② 居宅サービス事業者間との連携
 - ③ 経過の把握・再評価
 - ④ 給付管理
 - ⑤ 要介護認定に係わる援助
 - 2、利用料金
 - ① 介護保険料の滞納が無い限り、介護保険制度からの全額支給される為自己負担金はありません

せん。

- ② 次条の通常の事業実施地域を越えて行う交通費は実費徴収を行います。

事業実施地域を越えた地点から片道 10 キロ未満・・・150 円

事業実施地域を超えた地点から片道 20 キロ未満・・・300 円

20 キロ以上は 10 キロごとに 150 円加算する。

- 3、前 2 項の費用の支払いを受ける場合には利用者又は家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名捺印を受けることとする。

【通常の事業実施地域】

第 7 条 磯城郡（田原本町・三宅町・川西町）

【虐待防止に関する事項】

第 8 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- （4）第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

【その他運営に関する重要事項】

第 9 条 1 秘密保持及び個人情報の保護

業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密の保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

2 衛生管理

事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

- （1）事業所は、当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
- （2）事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。
 - ① 事業所意における感染症の予防及びまん延防止の為に委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し感染症予防及びまん延防止の為に研修及び訓練を定期的に実施する。

3 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- （2）事業所は、従業者に対し、業務計測計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- （3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

4 ハラスメント対策

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲

を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 7月11日から施行する。

この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

この規程は、平成31年2月 14日から施行する。

この規程は、令和 元年 8月16日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 5月22日から施行する。

この規程は、令和 6年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。